

○内閣府 総務省 令第 号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百二十条第一項第八号及び第一百四十九条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年 内閣府 総務省 令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請)

第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一・三 略〕

四 当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書類

イ [略]

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法

第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社（第十三条第一

項第十二号及び第十四号において「銀行業高度化等会社」とい

う。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

〔ハ・ニ 略〕

五 [略]

〔ハ・ニ 同上〕

五 [同上]

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第

三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

改 正 前

(郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請)

第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一・三 同上〕

四 [同上]

イ [同上]

ロ 業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第

三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 「略」

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融

府長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇 略」

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 「略」

2 「略」

(郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請)

第八条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融

府長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇十一 略」

十二 当該会社分割により郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

2 「同上」

(郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請)

第七条 「同上」

「一〇十 同上」

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 「同上」

2 「同上」

(郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請)

第八条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 当該会社分割により郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十三 「略」

2 「略」

(郵便貯金銀行の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請)

第九条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融

府長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇七 略」

八 当該事業の譲受けにより郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

九 「略」

2 「略」

第十三条 法第二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十一 略」

第十三条 「同上」

「一〇十一 同上」

八 当該事業の譲受けにより郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

九 「同上」

2 「同上」

第十三条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（法第二十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第二十三条第一項の規定により認可

(郵便貯金銀行の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請)

第九条 「同上」

十三 「同上」

2 「同上」

を受けている場合（第七条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第三項の規定により認可を受けている場合（第八条第一項第九号又は第十二号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第五項の規定により認可を受けている場合（第九条第一項第七号又は第八号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百二十条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十四号に掲げる場合を除く。）

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十五号に掲げる場合を除く。）

十四 銀行法施行規則第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた特殊関係者が法第一百一条第一項の規定による認可に伴い郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十五 「略」

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十四 銀行法施行規則第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた

十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知った場合

〔十七〕二十七 略

〔2〕5 略

6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十四号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条 郵便保険会社は、法第一百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 郵便保険会社に関する次に掲げる書類

「イ」ハ 略

二 株式交換により子会社対象会社（法第一百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を

子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

る書類

十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

〔十七〕二十七 同上

〔2〕5 同上

6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条 郵便保険会社は、法第一百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けるときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上

二 株式交換により子会社対象会社（法第一百三十九条第八項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を

子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 三 〔(1)・(2) 略〕 |
| | | 四 〔略〕 | 四 〔略〕 |
| | 四 当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類 | 四 当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第六条第一項第十三号の二に掲げる会社（第二十八条第一項第十号及び第十二条において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類 | 四 〔同上〕 |
| 五 〔略〕 | 五 〔ハ・ニ 略〕 | 五 〔ハ・ニ 同上〕 | 五 〔ハ・ニ 同上〕 |
| 六 その他の金融庁長官及び総務大臣が法第二百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類 | 六 その他の金融庁長官及び総務大臣が法第二百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類 | 六 〔ハ・ニ 同上〕 | 六 〔ハ・ニ 同上〕 |
| 2 〔略〕 | 2 〔同上〕 | 2 〔同上〕 | 2 〔同上〕 |
| （郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請） | （郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務） | （郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務） | （郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務） |
| 第十九条 法第二百三十九条第九項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 | 第十九条 法第二百三十九条第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 | 第十九条 法第二百三十九条第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 | 第十九条 法第二百三十九条第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 |
| 〔一～三 略〕 | 〔一～三 同上〕 | 〔一～三 同上〕 | 〔一～三 同上〕 |

第二十二条 郵便保険会社は、法第百四十二条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十 〔略〕

2 〔略〕

（郵便保険会社の合併の認可の申請）

第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十二条第五項の規定による認可を受けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十 略〕

十一 合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 〔略〕

2 〔略〕

第二十二条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十 〔同上〕

2 〔同上〕

（郵便保険会社の合併の認可の申請）

第二十三条 〔同上〕

十一 合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 〔同上〕

2 〔同上〕

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第一百四十二条第七項の規定による認

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一三略〕

十四 当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十一号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十五

第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二八略

九郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業

高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合(法第百三十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けている場合、法第一百四十二条第三項の規定により認

第一十四条 「同上」

第二十四条 郵便保険会社は、法第一百四十二条第七項の規定による認第

〔一三同上〕

十四 当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 [同上]

第二十八条
「同上」

二八
同上

郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の

を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有する」となった場合

可を受けている場合（第二十二条第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一條第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十二条第七項の規定により認可を受けている場合（第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十九條第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。）

十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十三号に掲げる場合を除く。）

十二 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

十三 「略」

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の

十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十二 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十三 「同上」

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の

会社を除く。) 又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容
を変更することとなつたことを知つた場合

〔十五～二十一 略〕

〔2～5 略〕

6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十一号ま
で及び第十四号に規定する議決権について準用する。

会社を除く。) 又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容
を変更することとなつた場合

〔十五～二十一 同上〕

〔2～5 同上〕

6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十一号ま
で及び第十四号に規定する議決権について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。